

## ○許可業種について

島根県薬事衛生課 R3. 3. 10作成

No.	新食品衛生法における許可業種	業の範囲	留意点等
1	飲食店営業	食品を調理（※）し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	<p>※ その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提として、飲食に最も適するように食品を加工成形すること。</p> <p>短期間のうちに消費されることの判断基準としては、調理した者から消費者に直接販売されるか又は食品表示法上、表示義務が免除される対面販売である場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店営業については飲食店営業と統合</li> <li>・あんまんじゅう、肉まんじゅう等まんじゅうの既製品を蒸して販売する行為については、従来の取扱いを踏襲し、飲食店営業としては取り扱わず、営業届出の対象</li> <li>・麺を製造し、これを調理し提供する施設は、飲食店営業の許可を要することとし、麺類製造業の許可を重ねて取得する必要はないこと。</li> </ul> <p>ただし、同様の施設において、継続的に、製造した麺を包装し販売する場合、麺類製造業の許可を要すること。</p>
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	(※調理機能を有する自動販売機の営業許可、営業届出の取扱いフロー参照)
3	食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業は届出の対象</li> <li>・未加熱のとんかつ、メンチカツ、コロケ等の半製品を調整する場合は飲食店営業の許可を要しないが、これら半製品を調理し完成品を調理販売する場合は簡易な飲食店営業の許可が必要</li> </ul>
4	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業をいい、魚介類を生きてそのまま販売する営業を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業は届出の対象</li> <li>・附帯的な調理（魚介類を茹でる、焼くなど）を行うことが可能</li> <li>・いわゆる仲卸は魚介類販売業に該当</li> </ul>
5	魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対取引の方法で販売する営業	
6	集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	・生乳とは搾乳後に殺菌等の処理が行われていない動物の乳を指し、生牛乳又は生山羊乳だけでなく、生乳全般が対象

7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳製品（飲料に限る。）、清涼飲料水の製造が可能</li> <li>・生牛乳や生山羊乳だけでなく、生乳全般が対象</li> </ul>
8	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業	
9	食肉処理業	食用の目的でと畜場法及び食鳥処理法の対象以外の鳥獣をとさつもしくは解体する営業又は解体された鳥獣の肉、内蔵等を分割、細切する営業	食肉処理業の許可を受けた施設で、細切した食肉を小売り販売する場合には食肉販売業の許可は必要としない。
10	食品の放射線照射業	放射線を照射する営業	・ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められている。
11	菓子製造業	菓子（パン、あん類を含む）を製造する営業  ※菓子とはケーキ、あめ、せんべい等社会通念上菓子と認識されるもの又はチューインガムをいう	・あん類製造業と統合
			・菓子の完成品とされる食品を製造する営業をいい、いわゆる菓子種の製造業は含まれない。
			・客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可を要しない。
・調理パンを製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可を要しない。			
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー、みぞれ等を製造する営業	
13	乳製品製造業	乳製品（アイスクリーム類を除く。）及び乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分3.0%未満を含むものの製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業	・乳製品のうちバター、チーズ等の固形物の小分けについては小分け業の対象
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業	・乳酸菌飲料製造業（生乳を使用しないものに限る。）を統合し、生乳を使用しない乳酸菌飲料製造（小分け含む。）が可能
			・生乳を使用しない乳飲料も製造が可能
15	食肉製品製造業	食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業	食肉製品製造のための食肉の細切については、食肉処理業の許可を必要としない。

16	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物（※）若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業	※水産動物とは魚介類（魚、貝類、イカ、タコ等）よりも広い概念であって、クジラ、カエル、カメなども含む。 わかめ等の海藻類は水産動物等に含まれない（わかめ等の海藻の製造・加工に関しては本許可の対象としない）。
			・魚肉練り製品製造業の対象であった、蒲鉾やちくわなどの食品も本営業の対象となる。 ・水産動物等又は水産動物等を主原料とした食品を使用したそうざい（魚の煮物や揚げ物等）の製造が可能
17	氷雪製造業	氷を製造する営業	
18	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業	・液卵とは、鶏の卵殻を割って内容物のみを集めたものであり、目的に応じて、卵白だけのもの、卵黄だけのものを製造する場合も対象
19	食用油脂製造業	動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂製造する営業	・マーガリン又はショートニング製造業と統合
20	みそ又はしょうゆ製造業	みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業	・みそ製造業としょうゆ製造業を統合 ・みそを主原料とする食品（粉末みそ、液体みそ、調味みそなどのみそ加工品）の製造が可能
			・しょうゆを主原料とする食品（つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等のしょうゆ加工品（※））も製造が可能 ※ しょうゆの原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない。）に限る。
21	酒類製造業	酒の仕入れから搾りまでを行う営業（小分けを含む。）	
22	豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品（※）を製造する営業	※豆腐やその副産物を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳（密封・密栓された清涼飲料水たる豆乳を除く。）、おからドーナツ等）
23	納豆製造業	糸引納豆等を製造する営業	
24	麺類製造業	生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等を製造する営業	・調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロケ、カレー等を添付したものを）を製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可を要しない。

25	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む）、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉製品製造業、水産製品製造業、豆腐製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。</li> <li>・そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業が含まれる。</li> <li>・そうざいには、例えば衣をつけるなどの加工はされているものの油で揚げていないコロッケ等のように、喫食するには購入者等による最終的な調理が必要ないいわゆるそうざい半製品が含まれる。</li> </ul>
26	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を製造する営業を除く。）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。</li> <li>・ HACCPに基づく衛生管理に取り組むことで、通常のそうざい製造業よりも高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を製造する営業を除く。）及び麺類製造業の営業許可の取得を免除</li> </ul>
27	冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品（※）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合型冷凍冷蔵業を除く。</li> <li>・ 小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も本号の対象に含まれる。</li> <li>※食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍品のみに限る。</li> </ul>
28	複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を製造する営業を除く。）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。</li> <li>・ HACCPに基づく衛生管理に取り組むことで、通常の冷凍食品製造業よりも高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を製造する営業を除く。）及び麺類製造業の営業許可の取得を免除</li> </ul>
29	漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品（※）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>※漬物と併せて漬物を主原料とする食品（例：高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）</li> </ul>

30	密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるもの（※）を除く。）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1～29の営業を除く。</li> <li>・ソース類製造業の営業許可の対象とされていた食品のうち、容器包装に密封され常温で保存が可能なものを製造する営業については本営業許可の対象</li> <li>※本営業許可の対象とならない厚生労働省令で定める食品は、食酢（すし酢を含む。）、はちみつとする。</li> <li>・瓶、缶、プラスチック等の容器に密封包装された食品であっても、要冷蔵品については、本営業許可の対象とならない。</li> </ul>
31	食品の小分け業	<p>専ら以下に掲げる営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・菓子製造業</li> <li style="width: 50%;">・納豆製造業</li> <li style="width: 50%;">・乳製品製造業（固形物に限る）</li> <li style="width: 50%;">・麺類製造業</li> <li style="width: 50%;">・食肉製品製造業</li> <li style="width: 50%;">・そうざい製造業</li> <li style="width: 50%;">・水産製品製造業</li> <li style="width: 50%;">・複合型そうざい製造業</li> <li style="width: 50%;">・食用油脂製造業</li> <li style="width: 50%;">・冷凍食品製造業</li> <li style="width: 50%;">・みそ又はしょうゆ製造業</li> <li style="width: 50%;">・複合型冷凍食品製造業</li> <li style="width: 50%;">・豆腐製造業</li> <li style="width: 50%;">・漬物製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理や小売販売での小分け行為は対象とならない。</li> </ul>
32	添加物製造業	食品衛生法第13条第1項（以下「法」という。）の規定により規格が定められた添加物を製造（小分けを含む。）する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の規定により規格が定められた添加物の小分けは本許可の対象</li> <li>・法の規定により規格が定められた添加物は、法の規定により規格が定められた添加物製剤を含む。</li> <li>・法の規定により規格が定められた添加物を用いて添加物製剤を製造する営業については本号の対象</li> <li>・添加物製剤（法の規定により規格が定められたものを除く。）の小分けのみを行う営業については、本号の対象とはならない。</li> </ul>